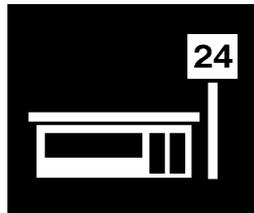


制服警察官のコンビニ等に対する立ち寄り警戒時の飲食物購入を認めています。



コンビニエンスストアやスーパーマーケット、ドラッグストア、販売形態等から同等の位置付けができる小売店舗等（以下「コンビニ等」といいます。）については、多発傾向にある万引きや架空料金請求詐欺等の被害を防止するため、警察官が随時立ち寄って警戒を行っていますが、これまで以上に防犯効果を高めるため、福島県警では、制服警察官がコンビニ等の警戒を行う際に、制服のまま飲食物を購入することを認めています。



制服姿での物品購入を認めることで、制服警察官によるコンビニ等への立ち寄り警戒の頻度を高め、さらなる犯罪の抑止につなげるものです。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

